

日本英語教育史学会著作賞規程

(目的及び名称)

第1条 日本英語教育史学会は、日本英語教育史研究の発展に資するために、「日本英語教育史学会著作賞」(以下「著作賞」という。)を設け、優れた研究業績を発表した会員を表彰する。

(審査の対象)

第2条 審査の対象となる業績は、日本英語教育史に関する書籍(単著・共著。編著を含む。以下同じ。)で、表彰年度の前年10月末日までに刊行され、刊行後2年以上経過していないものとする。

(受賞資格)

第3条 著作賞の受賞者は、審査対象となる書籍の著者(編著者を含む)とし、年齢は問わない。

(選考)

第4条 著作賞の選考は、当該書籍の日本英語教育史研究への寄与の観点から、著作賞選考委員会が行う。著作賞選考委員会は、正副会長及び論文審査委員長によって構成される。選考に際し、顧問、名誉会長に助言を求める場合がある。選考委員会の協議の結果、著作に応じた名称によって賞を授与する場合がある(例:著作特別賞)。

なお、該当書籍がない場合は、その年度の授与は行わない。

(著作賞の授与)

第5条 著作賞の授与は総会において行い、賞状ならびに副賞を贈呈する。また、選考過程を公表する。

(規程の改廃)

第6条 本規程の改廃は理事会の議決を経て、総会において報告する。

付 則 本規程は2019年1月12日の理事会において議決し、同日から施行する。

2024(令和6)年5月18日 一部改正